

# 物価高騰対策

給付金をかたった詐欺にご注意ください!



## 住民税非課税世帯向け3万円給付

問合先 藤井寺市給付金対策室コールセンター

☎936・3070(月～金曜日の9時～17時30分※祝日除く)



◀詳しくは市ホームページをご確認ください

### 制度・対象

#### 住民税非課税世帯への給付 (住民票上の1世帯あたり3万円)

対象 ※下記の①～③すべてに当てはまること

- ①令和6年12月13日時点で藤井寺市に住民登録がある世帯
- ②住民票上の世帯全員が令和6年度住民税非課税者のみで構成されている世帯
- ③住民票上の世帯全員が令和6年度住民税課税者から税法上の扶養親族等になっていない世帯

#### 子育て世帯への給付 (子ども1人あたり2万円の加算)

対象 ※下記の①・②に当てはまること

- ①住民税非課税世帯への給付(住民票上の1世帯あたり3万円)の対象世帯
- ②令和6年12月13日時点で住民票上の世帯員である子ども(平成18年4月2日以降生まれ)

※令和6年12月13日以降に生まれた子どもがいる場合はお問い合わせください。

※ただし児童養護施設や乳児院、障がい児入所施設などに入所している子どもは除く

### 給付までの流れ

#### 《A》(はがき)支給のお知らせが届いた方

対象 藤井寺市から下記の給付金を受給された方

- ・令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)
- ・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)
- ・令和5年度低所得者の子育て世帯への給付金(5万円)
- ・令和6年度低所得者支援給付金(10万円)
- ・令和6年度調整給付金(金額は個人によって異なります)

手続方法 原則申請不要ですが、振込先の変更を希望する方、受給を辞退する方、支給要件を満たさない可能性がある方は、お問い合わせください。

発送時期 2月上旬予定 支給時期 2月下旬予定

#### 《B》(はがき)支給のお知らせが届いた方

対象 《A》以外でマイナンバーカードの公金受取口座に登録のある方

手続方法 原則申請不要ですが、振込先の変更を希望する方、受給を辞退する方、支給要件を満たさない可能性がある方は、お問い合わせください。

発送時期 2月中旬予定 支給時期 3月上旬予定

#### 《C》(封書)支給要件確認書が届いた方

対象 《A》《B》以外の方

手続方法 必ず封書の内容を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

発送時期 2月中旬～下旬予定

支給時期 確認書の受付から1ヵ月程度

対象と思われる方で、3月上旬までに、お知らせ・確認書が届かない方はお問い合わせください。

市の公式ホームページ、SNS もご覧ください。以下のQR から簡単にアクセスできます!



市公式HP



Facebook



YouTube



Instagram



LINE



藤井寺市は持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け取り組んでいます

「広報ふじいでら」は全戸配布しています。毎月1日までに届かない場合は、配送業者へご連絡ください。

配送業者: ぼすとメッセージャー ☎0120・963・304 受付時間 月～金曜日 10:00～16:00(祝日除く)